



島根県報

平成24年6月29日（金）

第2,405号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
中型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	2

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	3
----------------------------	---------	---

【特定調達公告】

手術台一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	5
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	5
交通管制センター上位装置の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（ ” ）	6

告 示**島根県告示第402号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市伯太町草野589-4、589-5、590-32
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第403号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業及び2そうまき無動力中型まき網漁業）に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成24年6月29日から同年7月5日まで

島根県告示第404号

平成24年島根県告示第378号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外
- 2 意見の概要

意 見	理 由
周辺に住家の多い店舗西側の第2駐車場及び店舗北側第6駐車場については、開放時間を従来どおり（8時30分から）とすること。	周辺に住家（アパートなど）が多く隣接する西側駐車場について、地点C、Dでは騒音予測が環境基準値内であるものの、高い数値を示しており早朝から生活環境への影響が懸念されます。 一方、菅田店の実績からの自動車での来客予想数から考えても、9時までの駐車場台数は店舗北側（第6駐車場を除

く)、南側駐車場及び屋上駐車場で十分対応可能であると考 えます。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公**告**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝口善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で200億円（平成21年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	22,000トン	22,000トン
まあじ	37,000トン	30,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	21,000トン
まあじ	中型まき網漁業	34,000トン	28,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年6月29日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

- 1 件名
手術台 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成24年6月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所長 平野 享 島根県出雲市塩冶有原町五丁目59番地
- 5 落札金額
88,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成24年4月27日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年6月29日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称

島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成24年6月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社山陰支店
島根県松江市朝日町477-17
- 5 落札金額
492,912,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成24年4月20日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年6月29日

島根県警察本部長 彦坂正人

1 入札に付する事項

(1) 件名

交通管制センター上位装置の賃貸借

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(4) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録された者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買・借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 全国都道府県警察において交通管制センター上位装置一式についての納入実績があること。又は、同等の能力を有するシステムの構築実績があること。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)～(6)の要件を満たす者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235、2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成24年6月29日（金）から同年7月24日（火）までの間、(1)の場所において交付する。（交付時間は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

- (3) 入札説明会

行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成24年8月27日（月） 午後2時00分（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月27日（月） 午後2時00分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階聴聞室

なお、ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成24年8月7日（火）正午までに、入札説明書に示した提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規程のに基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender : Lease contract of the upper-level system of Shimane Traffic Control Center

(2) Bid tendering Date : August 27, 2012, 2 : 00P.M.

(Bids by Post must be received by noon on August 27, 2012)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)